

「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」

2023年度～2027年度
(令和5年度～令和9年度)

原案



令和5年3月
北海道

目 次

第1章 はじめに	P 1
1 策定の趣旨 P 1
2 位置づけ P 1
3 これまでの建設産業振興施策 P 2
4 推進期間 P 3
5 対象範囲 P 3
第2章 建設産業を取り巻く現状	P 4
1 建設産業の現状 P 4
2 新たな社会情勢の変化 P 10
第3章 前プランの評価・検証	P 12
1 事業実績評価 P 12
2 客観的指標評価 P 14
3 満足度評価 P 16
4 総括（効果・課題の把握） P 18
第4章 基本的な考え方	P 19
1 道内建設企業の意見 P 19
2 北海道建設業審議会意見（主なもの） P 20
3 建設現場で働く方々の声（主なもの） P 20
第5章 施策と取組の展開	P 22
1 目標1 働き方改革への取組を進め、建設産業のミライをつくる P 23
2 目標2 建設産業のミライに向け、生産性向上への取組を進める P 26
3 目標3 魅力あふれる建設産業を発信し、ミライの担い手をつくる P 29
第6章 プランの推進	P 32
1 推進体制と進捗管理 P 32
2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進 P 33

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

- 建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる道路や河川、住宅などの社会資本の整備や日頃の維持管理はもとより、除雪や施設の長寿命化等の対応、さらには、地震や台風などの自然災害の発生時における通行止めや応急工事等の初期対応や被災後の迅速な復旧など、本道の発展や地域の安全・安心、経済・雇用を支える重要な役割を担っている。
- しかしながら、平成5年度をピークに建設投資額が減少に転じるなど、本道の建設業を取り巻く経営環境が厳しい状況になったことから、道では、平成10年度から建設産業振興のための取組を進めてきており、平成30年度からは「北海道建設産業支援プラン2018」に基づき様々な支援に取り組んできた。
- 現在、建設投資額は安定して推移しているものの、少子高齢化の影響により、全産業で生産年齢人口の減少が進み、建設産業においても、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど人材確保が厳しい状況となっており、将来にわたる建設工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成への懸念が高まる中、これに応じたより一層の生産性向上が必要となっている。
- また、平成28年に本道に接近・上陸した一連の台風による甚大な被害の発生や平成30年にはマグニチュード6.7、最大震度7を記録した胆振東部地震が発生するなど、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災、国土強靭化の更なる推進が求められる中、地域の安全・安心を担う建設産業の役割は、ますます大きなものとなっている。
- こうした課題に対し、道として引き続き、国や関係団体などと連携し、就業環境の改善やICT等を活用した更なる生産性の向上、デジタル化や脱炭素化といった社会変革にも対応した取組を進めるとともに、将来、担い手となる若者や子どもたちにとって建設産業の未来【ミライ】が魅力あるものとなるよう、「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」を策定するものである。

2 位置づけ

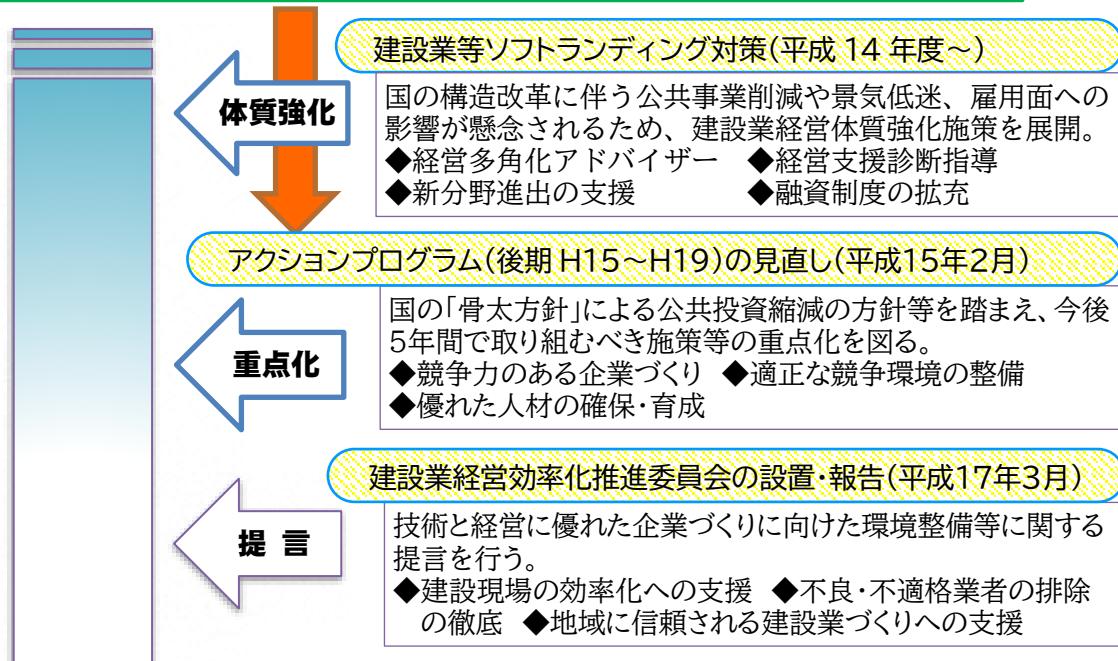
本プランは、道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき策定された「北海道総合計画」（2016（平成28）年度～2025（令和7）年度）における基本的な方向に沿って具体的な政策を推進するため策定される、「特定分野別計画」（「2経済・産業分野」中、「(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生」）として位置づけられるものである。

3 これまでの建設産業振興施策

北海道建設業振興アクションプログラム(平成 10 年度～平成 19 年度)

建設業における今後の進むべき方向と、その具体化に向けた取組方策を示す。

- 社会に開かれた市場システムの形成 ■経営に優れた企業の創造
- 時代の要請に応える技術開発の促進 ■合理的な建設生産システムの確立
- 働く人々の豊かな生活の実現 ■環境と共生と企業市民としての産業活動



北海道建設業産業支援プラン(平成 20 年度～平成 24 年度)

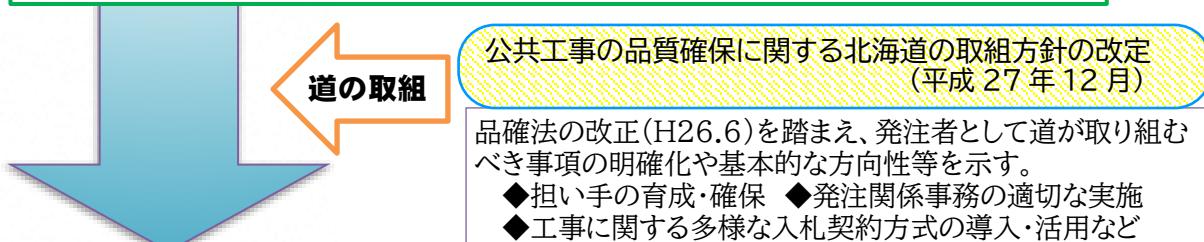
各企業の自助努力を基本としつつ、公共事業費の縮小などを踏まえ、4つの改革(意識の改革・経営の改革・人づくりの改革・施工体制の近代化)を柱とし「活力ある建設業の再生」を目指す。

- 北海道建設業サポートセンター設置 ■建設業本業の強化 ■新分野進出

北海道建設業産業支援プラン 2013(平成 25 年度～平成 29 年度)

公共投資の縮減や厳しい就業環境等、建設産業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、6つの施策(経営力の強化、人づくりの強化、道外などへの進出、信頼の確保、適正な施工体制、不良・不適格業者の排除)に基づく取組を展開。

- 透明で公正な競争入札 ■総合評価方式の充実 ■ダンピング受注の防止



北海道建設産業支援プラン 2018(平成 30 年度～令和 4 年度)

建設工事の品質確保と担い手の確保・育成に関する懸念が高まる中、「地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展」を基本方針に4つの目標を設定し取組を展開。

- 将来に続く経営力の強化 ■技術をつなぐ担い手確保・育成の強化
- 地域の安全・安心の確保 ■建設産業の環境整備

4 推進期間

本道の建設産業が抱える様々な課題を解決し、今後とも持続的に発展するには、各建設企業や国、関係団体との連携をより一層強化し、スピード感をもって取り組む必要があることから、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間を推進期間とする。

なお、社会経済情勢の急激な変化が生じた場合は、必要に応じて、適宜見直しを行っていく。

5 対象範囲

建設産業は、土木工事業、建築工事業や大工工事業、解体工事業といった「建設業」の他、測量業、建設コンサルタント業、地質調査業、設計業（建築士等）、といった「建設関連業」の様々な工程が有機的に連携し、受注生産が行われるシステムとなっている。

本プランでは、こうした一連の生産システムを担う「建設業」及び「建設関連業」を対象範囲とする。

＜プランの対象＞

＜建設業＞

- 土木工事業
- 建築工事業
- 大工工事業
- 左官工事業
- とび・大工・コンクリート工事業
- 石工事業
- 屋根工事業
- 電気工事業
- 管工事業
- タイル・れんが・ブロック工事業
- 鋼構造物工事業
- 鉄筋工事業
- 補装工事業
- しゅんせつ工事業
- 板金工事業
- ガラス工事業
- 塗装工事業
- 防水工事業
- 内装仕上げ工事業
- 機械器具設置工事業
- 熱絶縁工事業

(建設業法上、
29 業種)

＜建設関連業＞

- 測量業
- 建設コンサルタント業
- 地質調査業
- 設計業（建築士等）

＜道内建設業者＞

軽微な建設工事のみを請け負う建設業者
(500万円未満の土木工事など)

■建設業の許可を受けて請け負う建設業者：19,491者

■経営事項審査を受審する建設業者：7,206者
(公共工事を請け負う建設業者)

道の入札参加資格者
4,749者

＜道内建設関連業者＞

■測量業：812者
(測量法)

■建設コンサルタント業：271者
(建設コンサルタント登録規程)

■地質調査業：94者
(地質調査業者登録規程)

道の入札参加資格者
767者

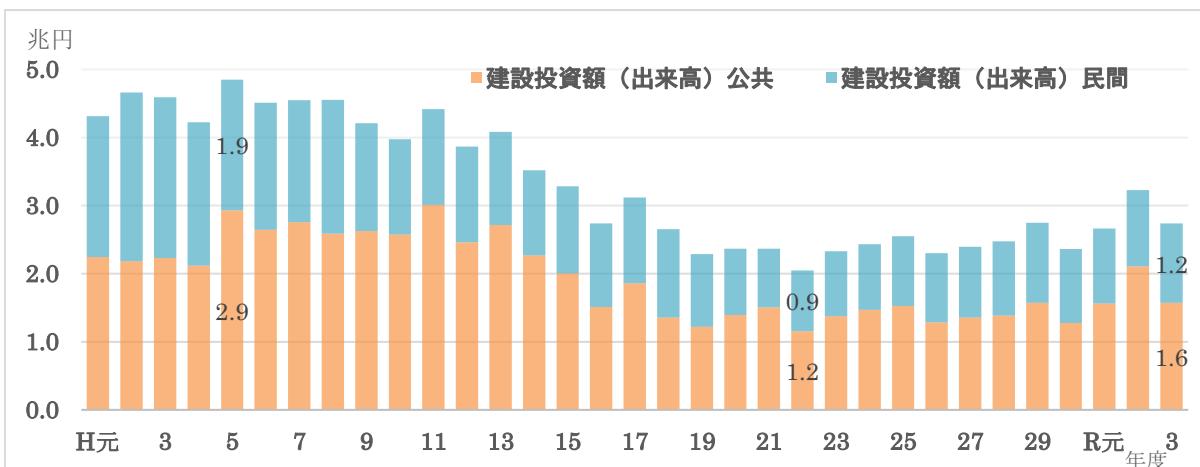
(令和4年3月現在)

第2章 建設産業を取り巻く現状

1 建設産業の現状

(1) 建設投資額

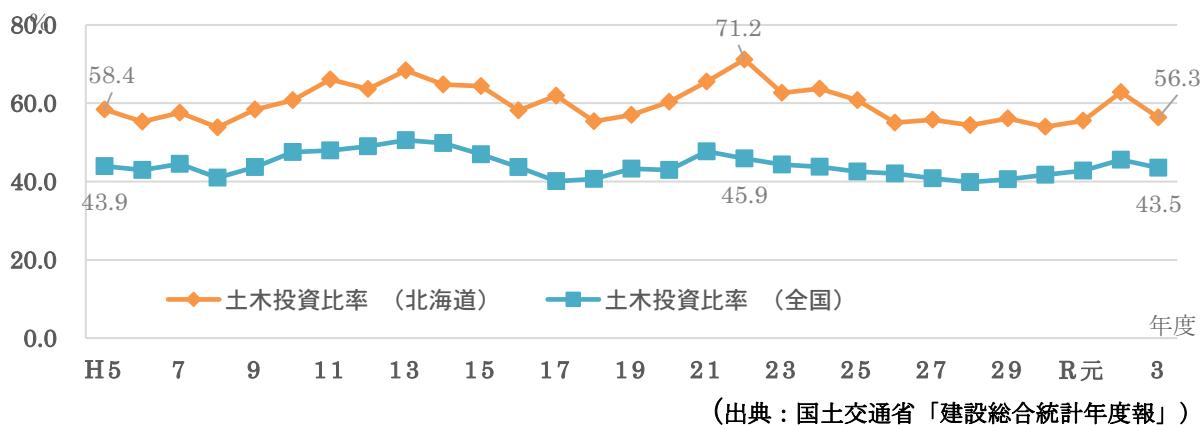
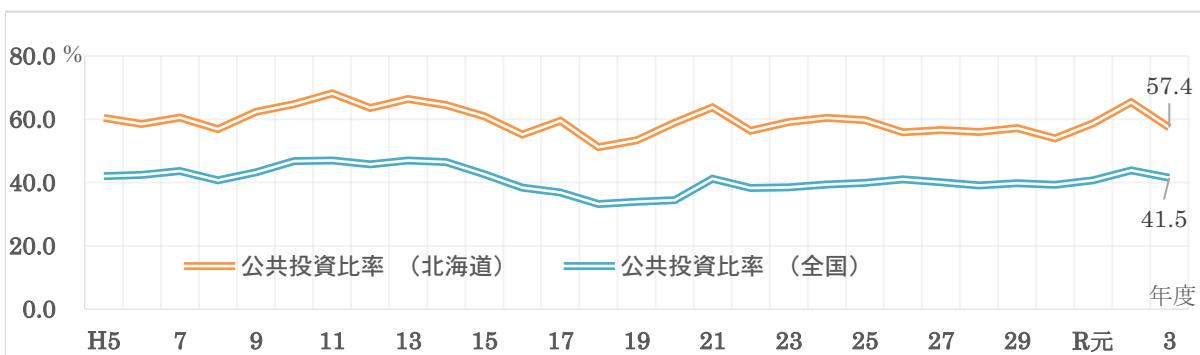
道内の建設投資額は、平成5年度の約4.8兆円をピークとし平成22年度の約2.1兆円が底となっていたが、近年は、国の「防災・減災、国土強靭化」の推進等により、令和3年度は平成5年度の約56%の約2.8兆円であるが、安定して推移している。



(2) 公共投資比率・土木投資比率

道内の建設投資額に占める公共投資額の割合は、令和3年度で57.4%となっており、全国の41.5%に比べて高い割合となっている。

また、道内の建設投資額に占める土木の割合は、令和3年度で56.3%となっており、全国の43.5%に比べて高い割合となっている。



(出典：国土交通省「建設総合統計年度報」)

(3) 道内建設業売上高営業利益率

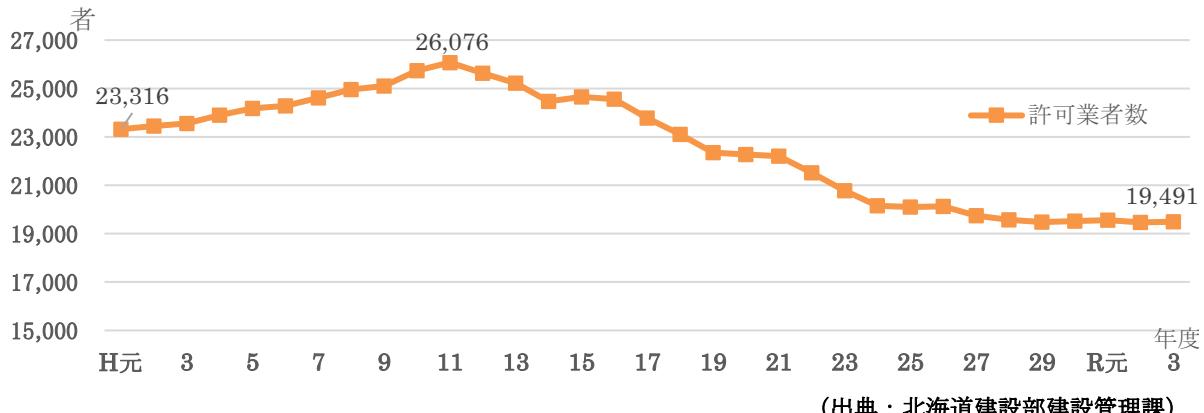
道内建設業の売上高営業利益率は、平成6年度の3.6%をピークとして減少傾向になり、平成21年度の0.0%が底となっていたが、近年は改善傾向となり、令和3年度は4.8%となっている。



(出典：北海道建設業信用保証株式会社 (H27年度までは前年10月分～当年9月分の集計、H28年度からは前年4月分～当年3月分の集計) ※売上高営業利益率は「加重平均（対象となった各企業の財務数値を合計し、その合計数値を各財務比率の算式に当てはめて算出した値）」で算出している。)

(4) 道内建設業許可業者数

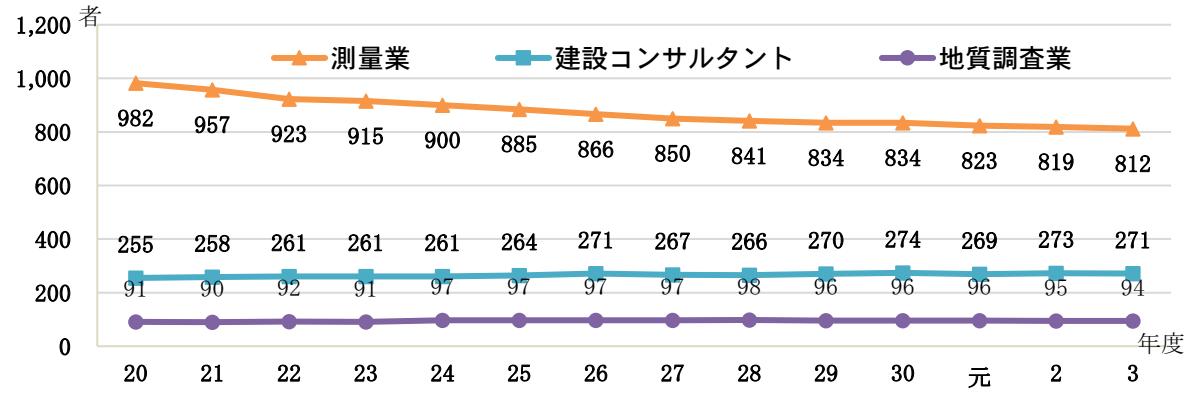
道内の建設業許可業者数は、ピークであった平成11年度の26,076者に対し、令和3年度は19,491者（約75%）であるが、近年は横ばいで推移している。



(出典：北海道建設部建設管理課)

(5) 道内建設関連業の登録業者数

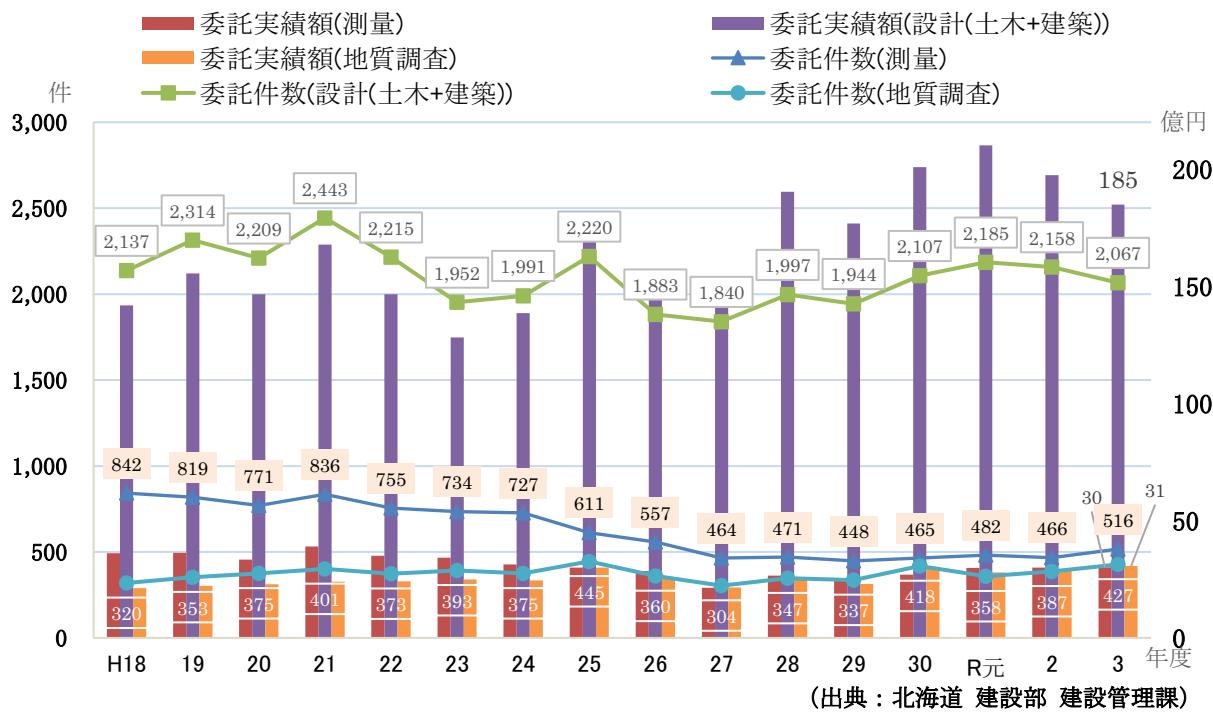
道内の建設関連業の登録業者数は、測量業はやや減少傾向であるが、建設コンサルタント及び地質調査業は、ほぼ横ばいで推移している。



(出典：国土交通省「建設関連業登録業者数調査」)

(6) 建設関連業への委託実績

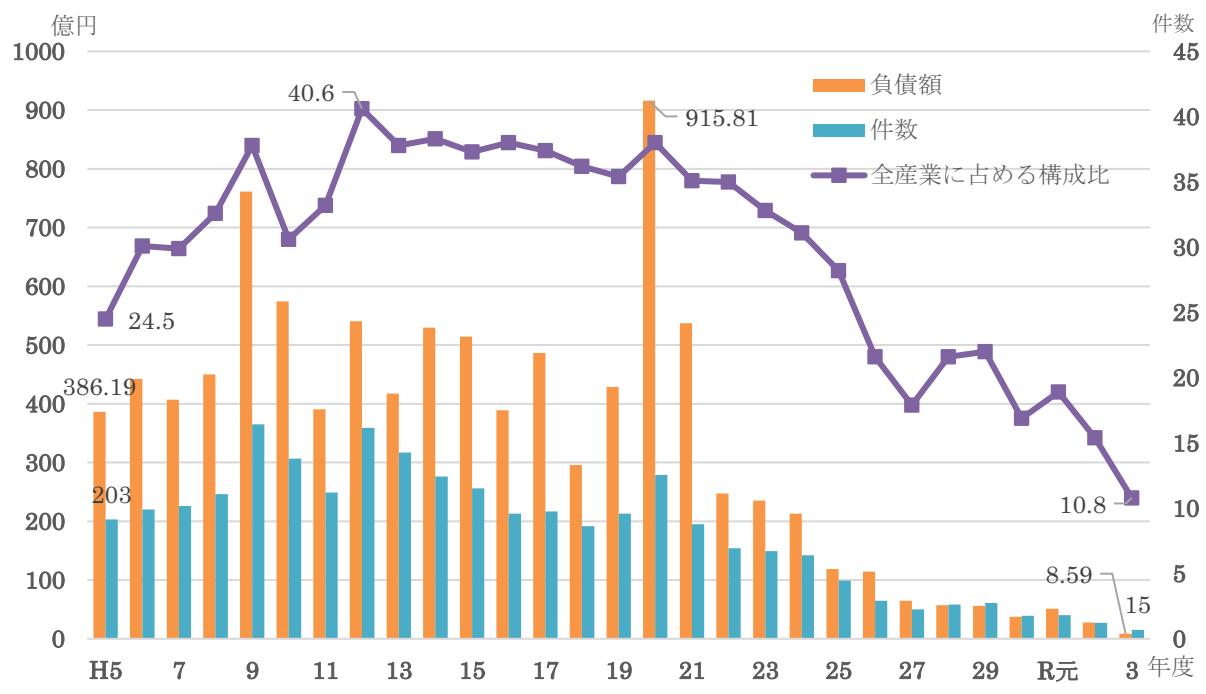
道建設管理部が発注する令和3年度の測量及び地質調査の委託件数はそれぞれ、516件、427件で前年よりやや増加している。設計（土木及び建築）の委託件数は2,067件で前年より、やや減少したが、近年は概ね2,000件前後で推移している。



(出典：北海道建設部建設管理課)

(7) 道内建設業の倒産件数

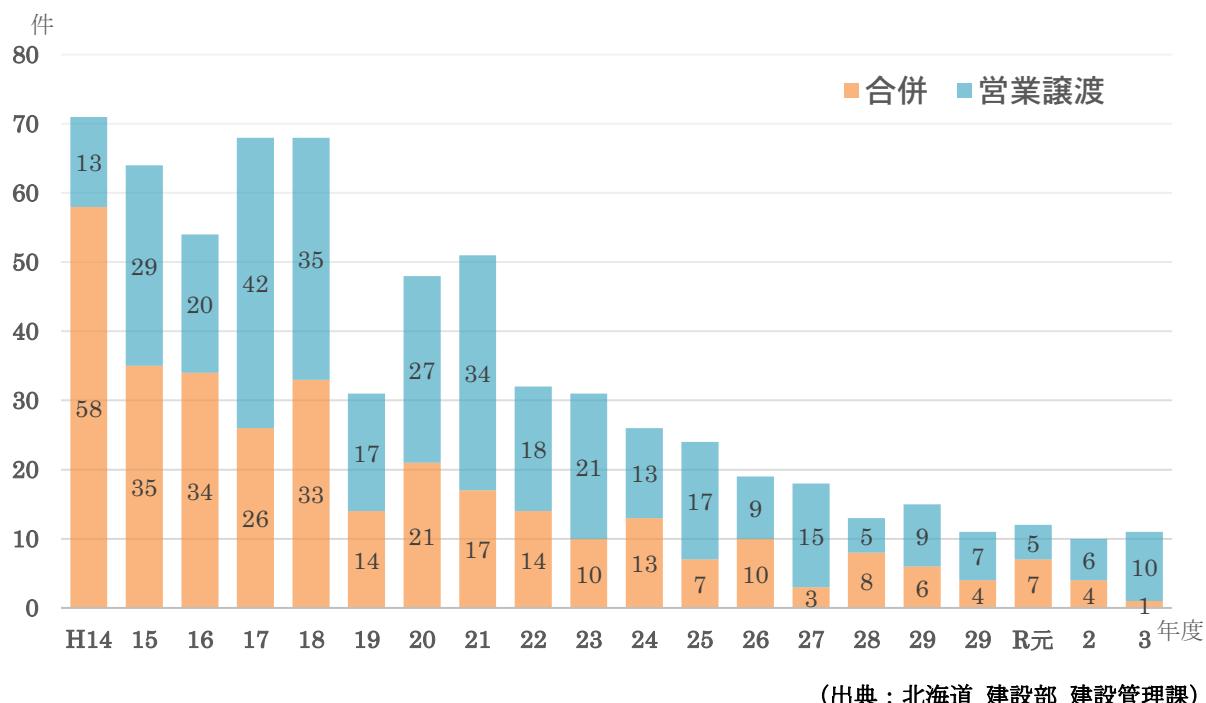
道内建設業の倒産件数（負債額1千万円以上）は、平成20年度以降、減少傾向となっており、令和3年度は15件、負債額8.6億円、全産業に占める件数の構成比は10.8%となっている。



出典：株式会社東京商工リサーチ北海道支社
(※ H25はカブトデコムの大型倒産の影響が大きいため、負債額(5,061億円)を除いた。)

(8) 北海道競争入札参加資格者の合併等

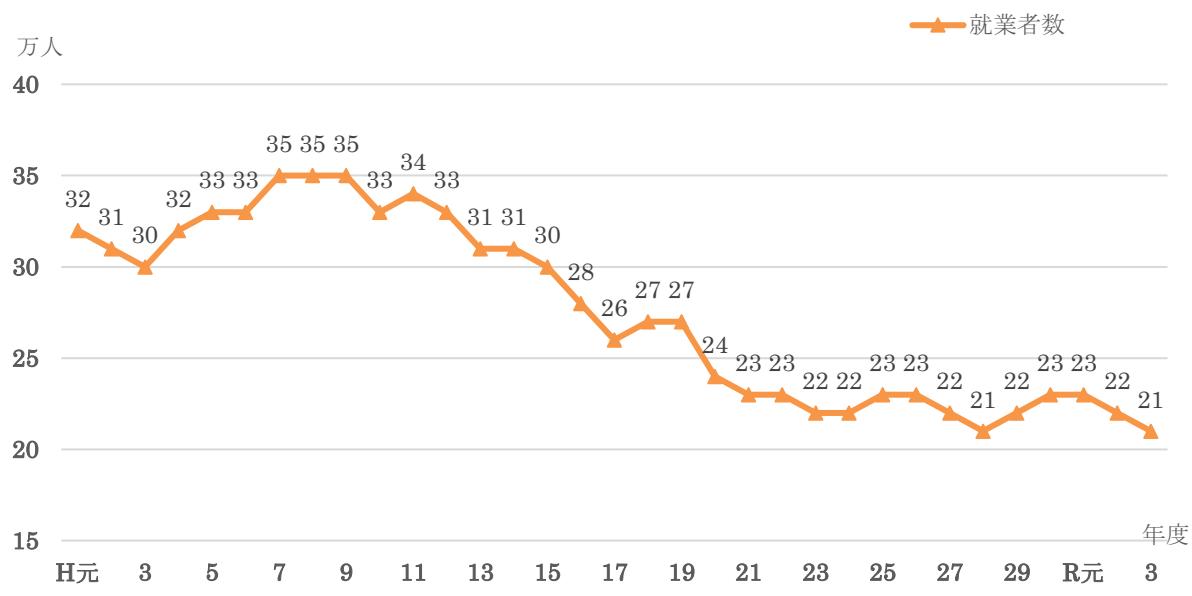
道の入札参加資格者の合併及び営業譲渡の件数は、平成22年度以降減少し、令和3年度は、合併1件、営業譲渡10件となっている。



(出典：北海道 建設部 建設管理課)

(9) 道内建設業就業者数

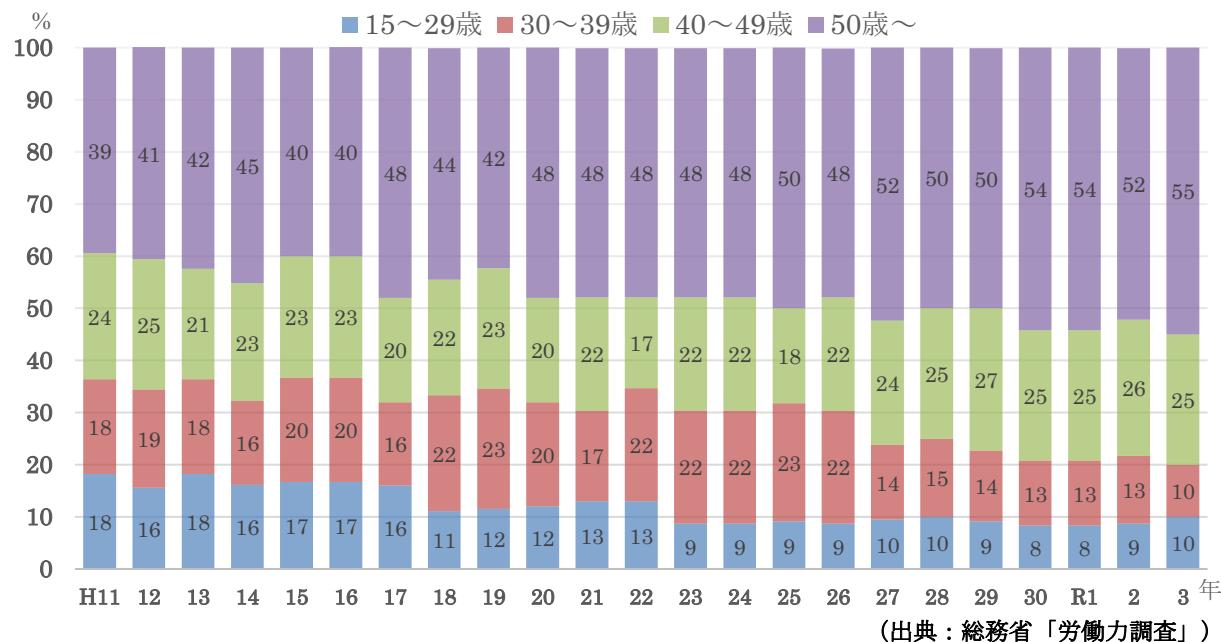
道内の建設業の就業者数は、平成7～9年度の約35万人をピークに減少傾向にあり、前プランの初年度の平成30年度は約23万人だったが、令和3年度はピーク時の約60%、約21万人となっている。



(出典：北海道 建設部 建設管理課)

(10) 道内建設業就業者 年齢構成比

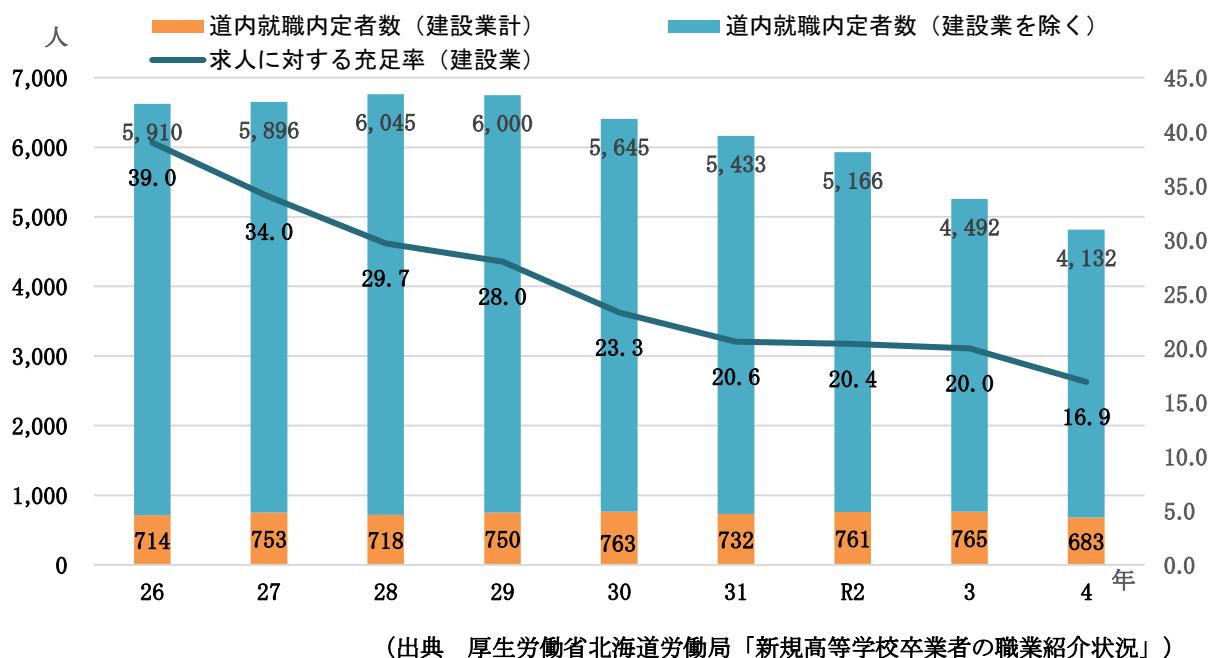
道内の建設業就業者は、平成16年以前は、50歳以上が約40%、29歳以下が16~18%だったが、近年は50歳以上の割合が増加し、29歳以下が減少しており、令和3年は50歳以上が約55%、29歳以下が10%となっている。



(11) 新規高等学校卒業者 道内就職内定者数・求人充足状況

各年3月末における「新規高等学校卒業者の道内就職内定者数」は、全産業合計では平成28年の6,763人（うち建設業718人）から年々減少し、令和4年は4,815人（うち建設業683人）となっている。

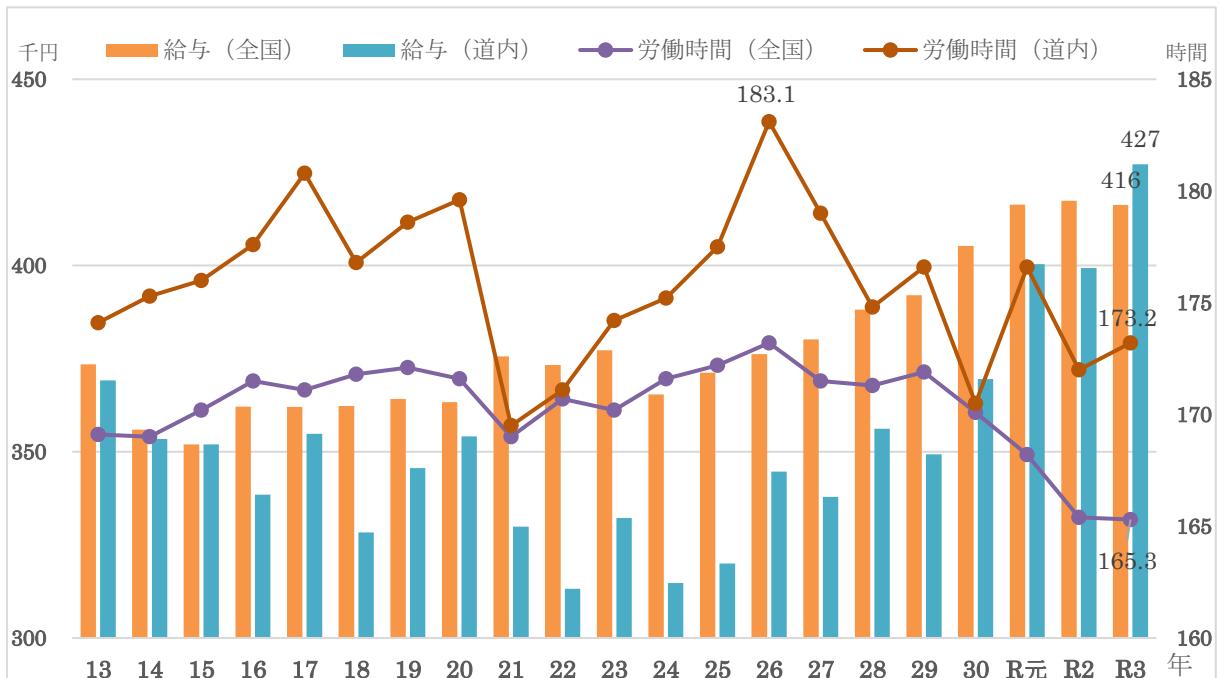
また、「道内建設業の求人数に対する内定者数」を示す充足率も年々、低下しており、令和4年の建設業の充足率は、全産業別でも最低の16.9%となっている。



(12) 道内建設労働者の月間現金給与額・月間実労働時間

道内建設労働者の令和3年月間現金給与額は、全国を上回る427千円となっている。

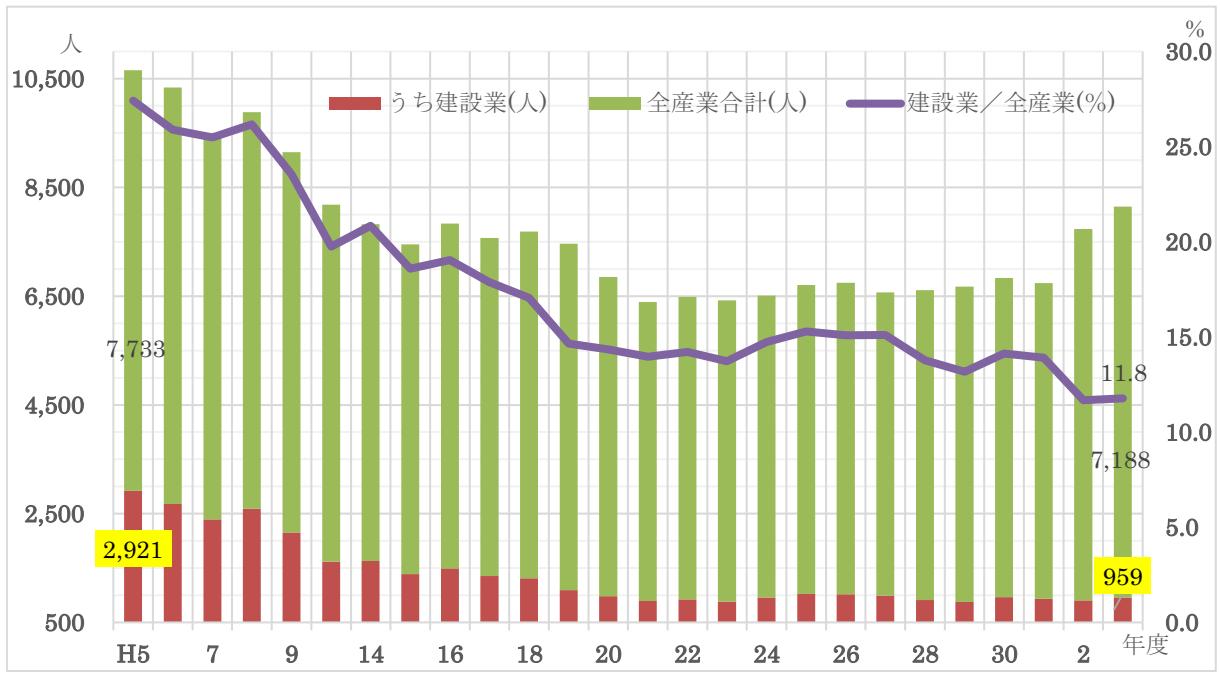
また、月間実労働時間は平成26年以降、全国的には減少傾向となっているが、道内建設労働者の月間実労働時間は、全国を上回る173.2時間となっている。



(出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(全国の給与、労働時間)
北海道総合政策部統計課「毎月勤労統計調査地方調査」(北海道の給与、労働時間)

(13) 建設業における労働災害

道内の建設業の労働災害被災者数は、令和3年度で959人となっており、全産業の11.8%を占めている。全産業における被災者数は、近年増加しているが、建設業では、横ばい傾向となっている。



(出典：北海道労働局)

2 新たな社会情勢の変化

平成30年3月に現行プランである「北海道建設産業支援プラン2018」を策定した後、新たな社会情勢の変化があった。

(1) 新型コロナウィルス感染症を契機とした社会経済活動の変化

令和元年12月以降、新型コロナウィルス感染症が世界に拡大し、令和2年1月には日本国内でも感染が確認され、同年4月には新型インフルエンザ等特別措置法に基づき全都道府県に緊急事態宣言が発出された。

公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられ、建設現場においては手洗いなどの感染予防の徹底に加え、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底された。

また、新型コロナウィルス感染拡大を契機として、社会全体でデジタル化が進展し、デジタル技術を活用したテレワーク・オンライン会議等が急速に浸透した。建設産業においても接触機会の低減等を図るため、受発注者間でWEBカメラを活用した打ち合わせや、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して施工状況の確認や検査を行う遠隔臨場の適用拡大など、短期間のうちに社会全体で働き方を含め、生活様式が大きく変容している。

(2) 防災・減災、国土強靭化の推進

平成30年6月に発生した大阪北部地震や、7月には西日本を中心に発生した集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害などの被害が発生し、更に9月にはマグニチュード6.7、最大震度7を観測する北海道胆振東部地震が発生するなど、激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、同年12月「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、概ね7兆円程度の事業規模で防災や国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持等が集中的に実施された。

令和2年12月には、令和3年度から令和7年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、概ね15兆円程度を目指とした事業規模により集中的に対策を講じることとされた。

(3) 新・扱い手3法の改正

平成26年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」のいわゆる「扱い手3法」が一体的に改正され、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の扱い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定された。

令和元年6月には、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待や「働き方改革」による建設業の長時間労働の是正、更にはi-Constructionの推進等による「生産性の向上」など、新たな課題に対応するため、「新・扱い手3法」として一体的な改正がされ、品確法においては発注者等の責務として「適正な工期設定」、「施工時期の平準化」、「適切な設計変更」等が明記された。

(4) 働き方改革関連法の成立

平成30年4月、働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が順次施行され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等の措置が講じられた。

建設事業に関しては、時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されたが、令和6年4月1日からは原則として月45時間、年360時間の上限規制が適用される。

(5) 「ゼロカーボン北海道」の実現

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、その主な要因として地球温暖化があげられており、2015年（平成27年）のパリ協定の採択以降、国内外で温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡をめざす脱炭素化の動きが加速し、2020年（令和2年）10月に政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。

道では、国に先駆け、2020年（令和2年）3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」をめざすことを表明し、気候変動問題の解決と世界に誇る北海道の創造に向けて、本道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林など吸収源の最大限の活用により、環境と経済、社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現を目指している。

(6) ICTやDXによる生産性向上

国土交通省では平成28年から、建設工事の施工プロセスの全ての段階でICT（情報通信技術）を全面的に活用し、生産性向上を図ることにより魅力ある建設現場を目指す取組である「i-Construction（アイ・コンストラクション）」を進め令和4年3月には、社会経済状況の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスや組織、プロセス等を変革するための具体的な工程等を取りまとめた「インフラ分野のDXアクションプラン」を策定した。

道においても令和3年3月、ICTやAI（人工知能）、ロボットなどの未来技術を暮らしや産業などあらゆる場面で率先して活用し、直面する様々な社会的課題の解決と経済発展を両立する「北海道 Society5.0 推進計画」を策定し、産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備に向け「全面的なICT活用工事に向けた取組」や「映像などICTを活用した工事現場の遠隔臨場」、「ICTを活用した効率的な維持管理等」の推進を図ることとしている。

(7) 新たな外国人材受け入れのための在留資格の創設

平成30年12月、深刻化する人出不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる「特定技能制度」の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布された。

令和4年9月には、建設分野において本制度の対象となる業務区分、範囲が見直され、建設関係の技能実習職種を含む建設業に係る全ての作業が「土木区分」「建築区分」「ライフライン・設備区分」の新区分に分類されることが閣議決定された。

(8) 建設資材価格等の高騰

令和4年2月、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際情勢の変化等により原油や穀物等の価格が高い水準で推移し、国内では円安の進行とも相まって、エネルギー・食料品等の価格上昇が続いた。建設資材価格についても、道内における6月の市場価格は前年同月と比べ、鉄筋が41%増、生コンクリートが17%増となるなど、価格高騰による建設事業者への影響が懸念される状況となった。

こうした状況を受け、国では同年6月、特定の資材価格の急激な変動によって請負代金額が不適当となった場合に契約額を変更する、いわゆる「単品スライド条項」について、実際の購入価格に応じてスライド額を算定する旨の運用改定を行った。

道としては、これまで工事発注にあたり、受注者が適正な利潤を確保できるよう、毎月、市場取引価格等を調査し、設計単価を改定するとともに、入札前に最新の単価を適用するほか「単品スライド条項」などの適用を行ってきたが、こうした国の対応状況や関係団体から、より実勢価格に近い価格の適用を求める意見があることなども踏まえ、「単品スライド条項」について国と同様の運用改定を行った。

第3章 前プランの評価・検証

前プランである「北海道建設産業支援プラン2018（平成30年度～令和4年度）」における236本の推進事業、13本の施策及び44本の取組について、次の3つの手法により評価を行い、北海道建設業審議会内に設置した「建設産業の振興に関する専門委員会」において意見を聴取し、効果や課題について検証した。

1 事業実績評価	2 客観的指標評価	3 満足度評価
前プランの「 <u>236本の推進事業</u> 」の実績や達成度等により各事業及び各施策の評価を行う。	前プランの「 <u>13本の施策</u> 」に関連する各種統計指標の変動等の状況により評価を行う。	前プランの「 <u>44本の取組</u> 」について建設企業を対象とした満足度調査により評価を行う。

<北海道建設業審議会「建設産業の振興に関する専門委員会」委員>

- 堤 悅子 氏（委員長・北海商科大学商学部 教授）
- 河西 邦人 氏（札幌学院大学 学長）
- 飛田 昌良 氏（一般社団法人中小企業診断協会北海道）
- 坂野 靖文 氏（岩見沢市 建設部長）
- 山崎 弘善 氏（一般社団法人北海道建設業協会 専務理事）
- 飯島 裕幸 氏（建設産業専門団体北海道地区連合会 監事）
- 渡辺 亮 氏（一般社団法人北海道測量設計業協会 会長）

1 事業実績評価

(1) 評価方法・結果

- 236本の推進事業について、次により3区分に分類し「事業評価」(a,b,c)を行う。
 - ・当初の想定より実績が増加する等、より良い効果があったと思われるもの : a
 - ・当初の想定どおりの実績があり、概ね効果があったと思われるもの : b
 - ・単年度事業（又は時限付き事業）として実施し、現在終了しているもの : c
- 事業評価におけるaを3点、bを2点、cを1点とし、各施策の平均点を算出。その平均点を元に、各施策を三区分（2.3以上：A（上位）、1.9以上～2.3未満：B（中位）、1.9未満：C（下位））に分類し、「施策の評価」とした。
- 評価結果は、次ページのとおり。（評価結果の詳細は「資料編 P11 を参照」）
 （例：「No.1 北海道建設業サポートセンターの運営」は平成30年度～令和3年度の建設業相談業務の実績が、それぞれ、83件、151件、35件、61件と推移していることから、概ね効果があったのものとして「b」とした。）

(2) 検証

施策の評価をCとした2施策には、単年度事業等で実施し、現在は終了している推進事業が多く含まれており、事業効果の検証が難しいことから、結果としてC評価に分類したものであるが、その他、A評価は4施策、B評価は7施策となっており、236本の推進事業は、その実績や達成度を勘案し、概ね効果があったものと考える。

目標	施策(13)	推進事業 (236本の推進事業のうち、主な事業例を記載)		事業評価	施策の評価	
		NO.	平均点		評価	
将来に続く経営力の強化	経営力の向上	1 北海道建設業サポートセンターの運営	b	2.1	B	
		10 経常建設共同企業体の活用	b			
		12 早期の単価変更、実勢を反映した労務単価による積算	b			
		17 三者検討会の開催	a			
	生産性の向上	26 ICTを活用した工事施工や書類作成の省力化	a	2.1	B	
		27 建設業担い手対策支援事業	b			
		29 プレキャスト工法活用拡大の検討	b			
		32 施工時期の平準化と余裕ある工期での発注	b			
	技術力の向上	34 優れた企業や現場技術者に対する表彰	b	2.2	B	
		35 入札参加資格審査における技術力の評価	a			
		37 総合評価落札方式での技術力の評価	a			
		40 北方型住宅・きた住まいの制度の推進	b			
技術をつなぐ担い手確保・育成の強化	誰もが輝ける働き方改革の推進	43 働き方改革関連特別相談窓口の設置	b	2.0	B	
		48 建設雇用改善優良事業所知事表彰	b			
		51 労働環境改善プロジェクトの実施	b			
		56 総合評価落札方式での人づくりの取組への評価	a			
	技術をつなぐ担い手の確保	完11 地域若者就業・定着支援事業	c	1.8	C	
		完13 外国人材採用相談会の開催(外国人材確保支援事業費)	c			
		62 北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会	b			
		66 建設業担い手対策推進事業	b			
	技術をつなぐ担い手の育成	87 道立高等技術専門学院における建設関連人材育成	a	2.1	B	
		88 事業内就業訓練事業費補助	b			
		89 技能士重用制度	b			
		91 産業貢献賞(労働関係功労者)	b			
	北の輝く女性の活躍推進	99 男女平等参画社会づくり推進事業	b	2.3	A	
		100 北の女性活躍サポート事業	b			
		101 誰もが働きやすい職場環境づくり事業	a			
		102 女性が働きやすい職場環境づくり(快適トイレ設置工事)	a			
地域の安全・安心の確保	地域力の強化	104 総合評価落札方式での災害対応等の評価	a	2.2	B	
		105 防災協定の拡充	b			
		108 中小企業向け BCP 普及促進、策定支援	a			
		完20 道内中小企業 BCP 策定促進事業	c			
	市町村との連携強化	109 地域建設業と市町村との連携強化	b	2.0	B	
		110 総合評価落札方式等の入札制度の周知	b			
		111 担い手3法の趣旨の周知	b			
建設産業の環境整備	新分野や道外などへの進出	114 新分野進出取組事例の紹介	b	1.7	C	
		完26 入札参加資格審査における新分野進出企業の優遇措置	c			
		完29 新分野進出優良建設企業表彰	c			
	法令遵守の徹底	128 建設業法など関係法制度の遵守の指導	b	2.4	A	
		131 建設工事下請状況等調査	b			
		134 建設業法に基づく監督処分の厳正な対応	a			
		135 建設ホットラインの活用	a			
	適正な施工体制	136 「建設産業における生産システム合理化指針」の周知徹底	b	2.4	A	
		137 安全点検推進事業(安全パトロールの実施)	a			
		139 施工体制点検・確認要領に基づく点検	a			
		141 建設ホットラインの活用	a			
	不良・不適格業者の排除	143 社会保険加入状況の「見える化」	b	2.4	A	
		146 安全点検推進事業(安全パトロールの実施)	a			
		150 建設業法に基づく監督処分の厳正な対応	a			
		151 指名停止等の適正な運用	b			

2 客観的指標評価

(1) 評価方法・結果

公表されている各種統計等データのうち、建設産業の13の施策に関連するものを指標項目として設定。その指標値の変動等の状況により施策の効果を客観的、定量的に把握し、次により3段階で評価する。(※評価結果の詳細は「資料編」P12を参照)

- ・設定した指標項目における指標値が、増加傾向又は目標を上回る : A
- ・設定した指標項目における指標値が、微増又は横ばいで推移している : B
- ・設定した指標項目における設定値が、減少傾向又は目標を下回る : C

目標(4目標) 施策(13施策)	*指標項目	指標値の状況	評価
1 将来に続く経営力の強化			
(1)経営力の向上	道内建設業売上高営業利益率	H28～H30は全国を下回っていたが、R2から上回っている	A
(2)生産性の向上	地域平準化率(施工時期の平準化) 建設管理部発注「ICTモデル工事の実施率」※1	前年より上昇し全国を上回っているものの、目標値を下回る 本格実施したR元年度から微増しており、やや上昇傾向にある	C B
(3)技術力の向上	経営事項審査における「技術力評価点(乙点)」※2	近年は微増しており、やや上昇傾向にある	B
2 技術をつなぐ担い手確保・育成の強化			
(1)誰もが輝ける働き方改革の推進	道内建設業労働者の「月間現金給与額」 同「月間実労働時間」	R3は前年より上昇し、全国の全産業や建設業を上回っている 全国全産業の月間実労働時間を上回っている	A C
(2)技術をつなぐ担い手の確保	道内新規高等学校卒業者「建設業・平均就職内定者」※3 同「建設業・充足率(求人数に対する内定者数)」	H28～R2の平均が754人に対しR3は683人に減少し厳しい状況 H29の23.3%から年々減少しておりR3は16.9%と厳しい状況	C C
(3)技術をつなぐ担い手の育成	土木施工管理技士数(1級・2級)	1級、2級ともに微増であるが上昇傾向にある	B
(4)北の輝く女性の活躍推進	採用者に占める女性の割合	採用者に占める割合は低いものの、近年は増加傾向にある	B
3 地域の安全・安心の確保			
(1)地域力の強化	事業継続計画(BCP)の策定率	「策定済」企業が増加し「策定予定なし」企業は減少している	A
(2)市町村との連携強化(ダンピング対策)	低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の設定	全国的にも、実施率は低い状況が続いている	C
4 建設産業の環境整備			
(1)新分野や道外などへの進出	新分野進出への取組状況	新分野進出の考えがない企業が増加し、本業重視の傾向にある	C
(2)法令遵守の徹底 (3)適正な施工体制 (4)不良・不適格業者の排除	建設業法に基づく監督処分数(目標:年々減少させる)	H29の14件から年々減少し、R3は10件となっている。	A

(指標項目について)

※1 受注者の提案・協議によりICT活用建設機械による施工や3次元設計データ作成等を行う工事

※2 技術力を審査する評点で、技術者の資格と元請完工高から、業務区分ごとに算出する

※3 ハローワークの職業紹介により道内建設業への就職が内定した者。北海道総合計画の指標として設定しており、目標値は「R3～R7平均就職内定者数=830人」としている

(2) 検証

- C評価となった指標項目「地域平準化率」は、施工時期の平準化に向け、国や都道府県等の発注工事における稼働件数から算出した全国の統一の指標である。

道内の国、道、市町村の発注者で構成する「北海道ブロック発注者協議会」における地域独自指標は、目標年度である令和6年度に 0.75（4～6ヶ月の工事平均稼働件数）／「年度の工事平均稼働件数」とすることであるが、令和2年度の実績は 0.69 にとどまっている。
- また、指標項目「低入札価格調査基準価格又は最低制限の設定割合」は、地域の建設企業の適正な利潤の確保のためには、市町村工事を含めたダンピング対策が必要なことから設定したものであるが、令和元年度、全国平均 0.87、北海道 0.91 に対し、道内市町村は 0.60 と低い状況となっている。
- このため、各市町村に対しては、生産性の向上や地域力の強化に向け、施工時期の平準化やダンピング対策に向けた取組について、同発注者協議会の場等を通じ、積極的な情報提供や情報共有に努める等、より実効性のある取組を行っていく必要がある。
- また、担い手確保・育成に関し「第2章」P8～9にもあるとおり、建設労働者の「月間実労働時間」は全国平均を上回っており、また、新規高等学校卒業者の「建設業・平均就職内定者」や「充足率」についても、大変厳しい状況となっている。

建設産業の「働き方改革」の実現に向け、時間外労働の上限規制の令和6年からの適用が迫る中、月間労働時間の短縮は喫緊の課題であり、こうした就業環境の改善が「担い手の確保」につながるため、より一層、取組を強化する必要がある。
- 一方で、平成13年6月閣議決定された、いわゆる「骨太方針」に基づく公共投資縮減方針を受け、建設企業が経営の安定と雇用の維持に適切に対処できるよう、経営の多角化や新分野進出といったソフトランディング対策等を展開してきたが、現在は本業を重視し「新分野等への進出」へ取り組む企業が減少していることが把握でき、道が実施する施策や取組に対するニーズは低くなっているものと考える。
- なお、当該評価における指標値の中には、公共需要だけではなく民間需要にも左右されるものや、工期や契約金額等、市町村や民間の発注者の意向が反映され、変動されるものもある。

このため、指標値の改善に向け、国との連携をより一層強化するとともに、市町村や民間発注者に対し、週休2日の推進や工期の適正化による建設産業の働き方の推進や生産性の向上への取組といった「新・担い手3法」の趣旨のより効果的な周知徹底等を図る必要がある。

3 満足度評価

(1) 評価方法・結果

北海道建設業協会会員企業を対象にアンケート調査を実施し、前プランにおける44本の取組について、建設企業の側から見た「重要度」と「満足度」を把握する「CSポートフォリオ分析※」を行った。(回答数 276 社、回収率 41%)

施策(13)	取組項目(44本)	項目	重要度	満足度
1 経営力の向上	「北海道建設業サポートセンター」で経営問題の指導や助言	1	3.98	3.37
	「北海道建設業サポートセンター」や「メルマガ」による情報提供	2	3.68	3.34
	事業資金等の融資や設備導入の支援	3	3.85	3.32
	経常建設共同企業体の結成と活用	4	3.84	3.46
	実勢単価を反映した単価等の適用や設計変更	5	4.78	3.20
	余裕ある工期採用や施工時期等の平準化	6	4.41	3.37
2 生産性の向上	ICT 活用により施工の簡略化や書類作成の省力化	7	4.36	3.22
	コンクリート構造物等のプレキャスト化などを推進	8	4.15	3.22
3 技術力の向上	優秀な建設業者、現場技術者、コンサルなどを表彰	9	4.15	3.67
	総合評価落札方式の入札で技術力を評価	10	4.15	3.62
	技術講習会の開催や新技術情報を募集し積極的に活用	11	4.02	3.52
4 誰もが輝ける働き方改革の推進	「ほっこいどう働き方改革支援センター」などを設置し相談対応	12	3.58	3.28
	建設労働者の労働環境を積極的に整備している企業を表彰	13	3.91	3.39
	ICT 活用により施工の簡略化や書類作成の省力化	14	4.24	3.34
	労働市場を把握し適切な賃金水準を確保	15	4.39	3.36
	安全パトロールを実施して指導・啓発を行う	16	4.15	3.67
	総合評価落札方式にて技術者教育や新規雇用等を評価	17	3.99	3.70
	建設業退職共済の加入状況把握や社会保険未加入企業に指導	18	4.09	3.74
5 技術をつなぐ担い手の確保	「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」による連携強化	19	3.82	3.33
	「北海道建設業サポートセンター」等による情報発信	20	3.68	3.30
	現場見学会開催による PR やイメージアップを図る	21	4.38	3.40
	社会資本整備についてパネル展を開催し、広く道民に紹介	22	3.73	3.36
	産官学連携のインターンシップなどの体験的な学習活動を実施	23	4.26	3.38
	冬期増嵩の予算措置や季節労働者の資格取得経費の助成	24	4.57	3.51
6 技術をつなぐ担い手の育成	職業訓練を行う中小企業事主団体等に運営経費を補助	25	3.98	3.42
	技能の習得に励み卓越した技能を身につけた者を表彰	26	3.99	3.42
	担い手育成の指導方法等を習得する研修等の開催を支援	27	4.15	3.50
7 北の輝く女性の活躍推進	「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」で女性活躍支援	28	3.99	3.36
	「北海道なでしこ応援企業」の認定や表彰により取組企業を支援	29	3.84	3.44
	快適トイレの設置を推進	30	4.08	3.82
8 地域力の強化	総合評価落札方式の入札で地域の安全安心への貢献を評価	31	4.26	3.78
	関係機関との防災協定を締結	32	4.42	4.01
	関係機関と連携し防災教育、防災訓練に取り組む	33	4.18	3.68
	中小企業の事業継続計画(BCP)セミナーの開催	34	3.86	3.45
9 市町村との連携強化	協議会などを通じて地域建設産業と市町村との連携を強化	35	4.00	3.22
	市町村に入札制度や担い手3法改正の趣旨を周知	36	4.10	3.30
10 新分野等への進出	事例紹介や指導助言のほか補助や融資などを支援	37	3.45	3.19
11 法令遵守の徹底	安全パトロールや下請状況等調査等を実施	38	3.99	3.64
	監督処分や「建設ホットライン」による契約トラブルの相談等	39	4.09	3.67
12 適正な施工体制	下請状況等調査や安全パトロール、施工体制点検等を実施	40	4.01	3.72
	「建設ホットライン」で契約トラブルの相談等に対応	41	3.78	3.43
13 不良・不適格業者の排除	社会保険未加入企業へ是正指導	42	4.26	3.78
	下請状況等調査や安全パトロール、施工体制点検等を実施	43	4.04	3.75
	「建設ホットライン」で契約トラブルの相談等に対応	44	3.83	3.57

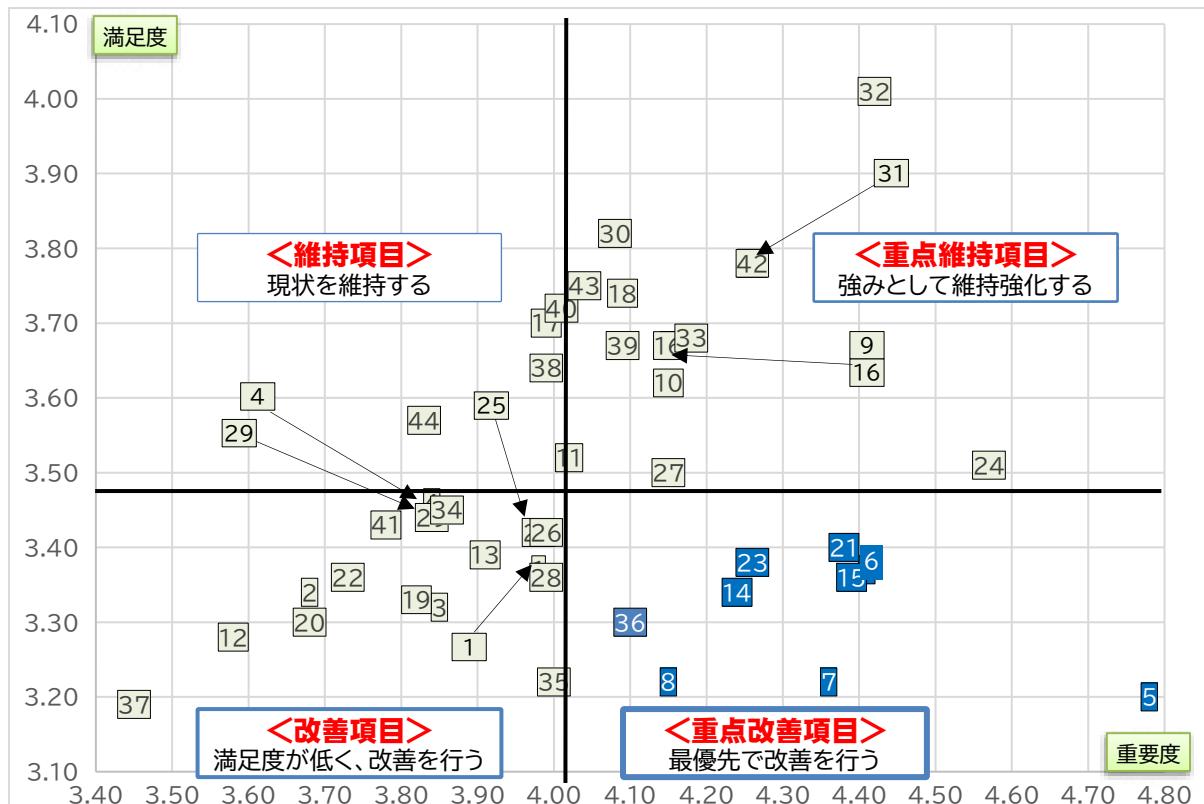
※製品やサービスについての顧客の満足度 (Customer Satisfaction) を測り、優先的に改善する項目を把握する手法。

(2) 検証

調査結果を次のとおり点数化し、横軸に「重要度」を、縦軸に「満足度」をとり、アンケートの評価項目（1～44）を座標軸の中にプロットすることにより、取組の優先度を4つの項目により分類した。

- 非常に重要(5)、やや重要(4)、どちらとも言えない(3)、あまり重要ではない(2)、重要ではない(1)
- 非常に満足(5)、やや満足(4)、どちらとも言えない(3)、やや不満(2)、不満(1)

44本の取組の平均点は、「重要度：4.02」、「満足度：3.48」となっており、(1)表中の着色部分が平均点と比べて「重要度が高く、かつ満足度が低い」取組のため、これらは「最優先で改善を行う」取組に位置づけられる。(下グラフ中、右下のエリア)



評価理由の主なもの

<経営力の向上>

- 先ずは建設業本業に特化した支援を実施してほしい。柔軟な設計変更や適切な歩掛・単価への見直し、工事量の確保が重要です。設計時点の単価調査も実施されていますが、実際の施工時にその単価で資材を購入できない状況です。1%枠があるスライド制度では救済されません。
- 余裕ある工期の採用や施工時期等の平準化について、設計時の工期設定根拠が不明のものがあります。根拠の明示や受注者の工程との相違の際は、工事円滑化会議で協議してほしい。
- 円滑化会議、設計変更確認会議について、受注者希望ではなく「1億円以上などの全ての工事」で実施する等、実施数を増やしてほしい。

<生産性・技術力の向上>

- ICTを活用した工事に対する評価点について、インセンティブを増やしてほしい。また高得点評価の工事の事例（規模・難易度・山間地など）を参考に公表していただきたい。

<担い手の確保・育成>

- 札幌や地方の中心都市での取組ばかりでは、企業の立地場所による格差は広がるばかり。地元志向の風潮が強い今こそ、過疎地域での対策活動が必要であり、効果的になると思います。

<働き方改革の推進><市町村との連携強化>

- 入札制度や担い手三法に対する市町村の理解、特に週休2日制の取組の早期着手が必要です。
- 働き方改革（週休二日）や賃上げに協力するよう下請会社に呼びかけていますが、他社の労働環境に関して把握することが難しく、今後どのように対応するか困っています。

4 総括（効果・課題の把握）

3つの手法による評価結果をもとに、前プランにおける4つの目標について、次のとおり総括した。また、専門委員会委員からは次のとおり意見があった。

	(1)事業実績評価	(2)客観的指標評価	(3)満足度評価
評価結果 (総括)	<p><A評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性の活躍推進 ○法令遵守の徹底 ○適正な施工体制の確保 ○不良・不適格業者の排除 <p><C評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ●担い手の確保 ●新分野等への進出 	<p><A評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営力の向上 ○働き方改革（月間現金給与） ○地域力の強化 ○法令遵守の徹底 ○適正な施工体制の確保 ○不良・不適格業者の排除 <p><C評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ●生産性の向上（地域平準化率） ●働き方改革（月間労働時間） ●担い手の確保（新規高等学校卒業生就職内定者数・充足率） ●市町村との連携強化 ●新分野等への進出 	<p><重点改善項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ●経営力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢単価を反映した単価等適用 ・余裕ある工期採用や施工時期の平準化 ●生産性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用、プレキャスト化 ●働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用により施工の簡略化 ・適切な賃金水準を確保 ●担い手の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・現場見学会開催によるPR等 ・産学官連携のインターチェンジ ●市町村との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・入札制度や担い手3法改正の趣旨を周知
検証 (効果・課題の把握)	<p><目標1 将来に続く経営力の強化></p> <p>売上高営業利益率や月間現金給与額の上昇等が見られた一方で、施工時期の平準化や実勢単価の反映等による適正な利潤の確保のほか、ICT活用等による生産性向上の取組が今後の取組として重要となる。</p> <p><目標2 技術をつなぐ担い手確保・育成の強化></p> <p>高校生等の内定者数減少や建設企業の求人への充足率の低下が見られ、労働時間の長さや休日の確保等、就業環境の改善等による働き方改革を推進するとともに、高校生や一般の方へ建設産業の理解促進が図られるよう、より実効性のある担い手確保・育成の取組が課題となっている。</p> <p><目標3 地域の安全・安心の確保></p> <p>事業継続計画策定が進み、総合評価落札方式において災害対応実績の評価の反映等により地域力の強化が進む一方で、ダンピング対策や週休二日等、市町村への「担い手3法」改正の周知に対し、低い評価結果となっており、より一層の理解促進策が必要。</p> <p><目標4 建設産業の環境整備></p> <p>法令遵守や適切な元請・下請関係等、建設産業の公正な市場環境整備が進んでおり、また、企業経営は「本業強化」を重視し「新分野や道外への進出」への支援ニーズは減少しており、取組の優先度は低いと思われる。</p>		

北海道建設業審議会「建設産業の振興に関する専門委員会」主な意見

- 「ICT活用」について、規模の小さい企業ではさらに満足度が低いと思われる。重要性は理解しているが、手の付け方がわからず悩んでいる企業に寄り添った施策を考えていきたい。また、施工会社の重要度・満足度は高いが、設計、測量におけるデータ等の三次元化は遅れが見られるため、次の施策の中で重点化することを期待する。
- 「市町村との連携強化」について、ダンピング対策は北海道の設定割合は68%と低く、建設企業の評価と一致している。週休2日制の導入は重要と考えるが、工事費用が増加することもあり、結果として全体の発注量は減少するといった課題もある。
- 「担い手確保」について、現場見学会などのイメージアップやPRはすぐに結果が出るものではないため、短期的な評価でなく長期的な視点で効果の検証や評価をしていただきたい。
- 全体として、評価結果や検証について妥当なものと判断する。